

特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領の改正案について

1 改正の経緯

特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）は、特定歴史公文書の利用手続について委員会で定めた細則であり、利用に当たって、事務処理要領に定める様式で知事に利用請求したり、知事は利用請求者へ利用決定することを通知したりする。

このたび、第1回及び第2回委員会で報告した行政不服審査法の改正内容に沿って事務処理要領の文言を整理し、平成28年4月1日から施行する予定。

2 改正の概要

事務処理要領の整理等の見直しを行う。

- ① 別記様式中の異議申立に係る教示について、「異議申立」を「審査請求」に、審査請求できる期間を「60日以内」から「3か月以内」に改正することに伴い、教示内容を全般的に改める（行政不服審査法の改正に伴う整理）
- ② 別記様式中の文言について、「審査請求」や「裁決」等に改正する。（行政不服審査法の改正に伴う整理）

3 改正点

別添「特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領新旧対照表」のとおり

4 その他

行政不服審査法の改正に伴う規程改正において、他実施機関の規程についても、「審査請求」や「裁決」等の規定整理を行うこととしたい。